

令和6年度第2回青森県地域医療対策協議会

中嶋代理

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、青森県医療薬務課の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。

今回のオンライン会議に当たりまして留意事項をお伝えします。会議中はカメラをオンにいただき、マイクは発言時以外はミュートにさせていただくようお願いいたします。ただし回線が不安定な場合はカメラをオフにさせていただいて結構です。会議中、ご質問ご意見を承りますので、その際はリアクションボタンをクリックし、手を挙げるボタンで挙手をお願いいたします。手を挙げるボタンがうまく作動しない場合などは画面上で表示いただければこちらで確認の上指名をいたします。

本日の会議は議事録作成のため、録画録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

本日の会議の様子は報道機関に公開しておりますのであらかじめご了承ください。

本日の資料につきましては事前にメールで送付しておりますが、万が一不備などございましたら事務局までお知らせください。なお、会議中は資料を画面に表示の上、進めさせていただきます。

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回青森県地域医療対策協議会を開催いたします。

委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただき大変ありがとうございます。

なお、協議事項の1から順に進めてまいります。協議事項4の弘前大学医師修学資金特別枠の勤務プログラムについては、個人情報などが含まれることから、当該事項に係る協議については、報道機関に非公開とさせていただきます。そのため協議事項3が終わりましたら、報道関係者の方々は待機室にお戻りいただいた上で、協議事項4について議事を進行させていただきます。協議事項4が終了いたしましたら、報道関係者の方には再度入室いただき、議事を進行させていただきます。これに伴いまして、資料4-1、4-2については、取り扱い注意となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

ここからは、青森県地域医療対策協議会設置要綱第6条第2項の規定により、石橋会長に議長をお願いいたします。

石橋議長

よろしくお願いします。それでは議事を進行させていただきます。協議事項の1
令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは協議事項1 令和8年度から臨床研修を開始する研修医の募集定員の設定
についてご説明させていただきます。

資料1-1をご覧ください。募集定員の設定についてのスケジュールは、資料1-1の
左下の2にあるとおりとなっております。本日は例年度どおり資料右下に記載してお
ります、募集定員の算定方法と、病院ごとの募集定員の二つについてご協議させてい
ただきたいと考えております。

まず3の(1)の算定方法案の概要については、前年度に設定した算定方法の年度更
新のみとなっております。詳細については、資料1-2の算定方法案をご覧ください。

算定方法案は基本的に国が採用した算定方法を令和元年度から調整しており、令和
7年度と同様としております。一つ目の協議事項の算定方法案についての説明は以上
です。

石橋議長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しご意見ご質問等ございまし
たらお願いします。

それでは質問もないようですので本件につきましては事務局案の通り了承すること
としてよろしいでしょうか。

それでは協議会として了承することといたします。それでは事務局から続けて説明
をお願いします。

事務局

続けて、資料1-1の右下に戻っていただきまして、3の(2)に病院ごとの募集定員
案の概要を記載しております。国から示された本県の定員の上限は160名の範囲内で

先ほど了承されました算定方法案に基づき、各病院の希望を踏まえまして配分を行っております。

それでは資料 1-3 病院ごとの募集定員案をご覧ください。先ほど了承されました算定方法に従い、令和 8 年度募集定員を令和 7 年度募集定員より 2 名多い、149 名とする案を作成いたしました。国から示された本県の募集定員の上限の詳細については資料 1-4 としてお送りしておりますので、後ほどご覧ください。

この病院ごとの募集定員案につきまして委員の皆様のご意見を伺い整理した上で、国に募集定員を通知することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

石橋議長

ありがとうございます。それではただいまの説明に対しご意見ご質問がありましたらお願いします。

質問はないようですので、それでは本件につきましては事務局案の通り了承することとしてよろしいでしょうか。それでは協議会として了承することといたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。協議事項の 2 キャリア形成プログラムについて、これも事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは協議事項 2 青森県キャリア形成プログラムにおける支援について、事務局から説明をさせていただきます。

資料 2 をご覧ください。趣旨については、弘前大学医師修学資金貸与者は、令和 2 年度入学者よりキャリア形成プログラムの対象となっており、来年度卒業予定であることを踏まえ、県のキャリア形成プログラムの所要の改正を行うとともに、体制を整備するものとなっております。

2 ページをご覧ください。青森県キャリア形成プログラム対象医療機関の修正についてご説明いたします。弘前大学地域枠医師のうち、弘前大学医師修学資金の貸与を受けていない医師について将来にわたり、県内でご活躍いただくにあたり、健全なキャリア形成が図られるよう、弘前大学が指定する関連病院等のうち、県が認めた医療機関は、医師少数区域または医師少数スポット等以外の対象医療機関として取り扱う

修正を行うものとなっております。

3 ページをご覧ください。本県のキャリア形成支援体制についてご説明いたします。キャリア形成プログラム対象の弘前大学卒医師は、地域医療支援センターの登録医師として支援を実施することとし、キャリアコーディネーターを県・大学・県病・各臨床研修病院等に配置、後ほどご説明いたしますシステムを活用の上、全県体制で支援することを予定しております。昨年 12 月にキャリア形成プログラムに係る 6 年生進級時の説明会を行ったところですが、令和 8 年 3 月に卒業予定の 23 名について適用に係る誓約書を取得しておりますことをお知らせいたします。

また、キャリアコーディネート体制の構築のため、キャリア形成支援特別顧問の他、各臨床研修病院のプログラム責任者など 18 名の先生方に、キャリアコーディネーターとして委嘱にご協力いただきました。この場を借りまして厚くお礼申し上げます。来年度以降、専門研修プログラムの関係者の皆様にも、ご協力いただくことを予定しておりましたので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

続いて 4 ページをご覧ください。医ノ森 aomori キャリア形成支援システムについてご説明いたします。今回、全県でのキャリア形成支援体制の構築にあたり、支援の前提となる卒後の所属情報等を共有するシステムを構築し、令和 7 年 4 月下旬に本格稼働予定でございます。ついては、キャリア形成プログラム対象の弘前大学卒医師は、基本情報を登録の上、状況等を年 1 回ご報告いただき、地域医療支援センターは、関係者と連携のもと、必要な支援を実施予定でございます。

事務局からの説明は以上です。

石橋議長

ありがとうございました。それでは何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。ご質問いかがでしょうか。

このキャリア形成支援システムというのは非常に重要になってくるので、各病院のキャリアコーディネーターっていうのを、今後この検証を行う上では非常に重要となってきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問ご意見ないようですので、次の議題に移りたいと思います。

それでは協議事項 3 重点医師偏在対策支援区域における診療所の継承、開業支援事業についてこれも事務局からご説明をお願いします。

事務局

協議事項3についてご説明いたします。

資料3-1をご覧ください。昨年12月25日に、厚生労働省が公表しました医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの概要になります。国ではこのパッケージを踏まえて、医療法などの改正も含めて必要な対応に取り組んでいくこととしており、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するための医師偏在対策ということで、医療法に基づく医療提供体制確保の基本方針に位置付けることとしております。基本的な考え方ですが、保険あってサービスなしという地域が生じることなく、将来にわたり国民皆保険が維持されるように、全ての関係者が協働して医師偏在対策に取り組んでいくということです。こちらは三つのポイントがございまして、上の方の赤枠のところの一つ目ですが、この医師偏在の対策は一つの取り組みで是正が図られるものではないので、経済的インセンティブなど、様々な総合的な対策を行っていくということです。

二つ目は、若手医師を対象とした医師養成課程中心の対策だけではなく、中堅シニア世代を含む全ての世代の医師へのアプローチを行っていくということ、そして三つ目は、支援が必要な地域を明確にした上で取り組みを行うということです。真ん中の辺り、具体的な取り組みになりますが、支援対象地域を明確にするために今後も定住人口が見込まれるのですが、人口減少により、医療機関の減少スピードが速い地域などを重点医師偏在対策支援区域として設定しまして、優先的的重点的に対策を進めていくということです。また、重点対策支援区域において、経済的インセンティブを講じていくこととされておりまして、下の赤枠のところですが、経済的インセンティブの本格実施は、令和8年度に全体を策定する医師偏在是正プランに基づいてということになりますので、令和8年度予算編成過程で支援の具体的な内容を決めるということになっております。ただし、今、緊急的に行うということで、こちらの重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継開業支援事業について緊急的に行うということです。

次に、資料3-2をご覧ください。今回緊急的に先行して実施するため国においては、令和6年度補正予算が確保されました。重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継開業支援事業について説明させていただきます。重点医師偏在対策支援区域につきましては、地対協、それから保険者協議会で協議の上、選定することとなっているため皆様に協議をお願いするものでございます。

2ページ目は、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

次に、3ページ目の経済的インセンティブについてですが、取り組みとしまして

は、医師手当の増額など、将来的な事業もございますが、この真ん中の赤字の部分で、今回重点医師偏在対策支援区域において緊急的に先行して実施するものとして、診療所の承継開業支援事業がございます。

次、4 ページ目ですが、こちらに事業の目的と補助基準額等がございます。対象区域において、診療所を承継または開業する場合に、この診療所に対して施設整備、それから設備整備、あと一定期間の地域への定着支援を行い、地域の医療提供体制を確保することを目的としております。補助基準額等については、基準面積ですとか、基準額その他、補助対象期間やそれから事業所、国、県、それぞれの負担割合などを示しております。例えば、一定期間の地域への定着支援ですけれども、こちらは国の補正予算が成立しました令和 6 年 12 月 17 日以降に承継開業した診療所において、令和 7 年 4 月 1 日以降に発生した経費を対象とするというふうになっております。

次に 5 ページ目をご覧ください。こちらは重点医師偏在対策支援区域についてです。今回診療所の承継開業支援事業の対象区域を選定するにあたり、本日の会議と 3 月中旬の保険者協議会において協議する予定としております。本事業は緊急的に先行実施されるものであり、この後、令和 7 年度中に示されます他の事業につきましては、改めて事業ごとに区域を決定することになります。この区域につきましては、厚労省が示す候補区域を参考にしつつ、地域の実情に応じて選定することとされております。

6 ページ目になります。こちらには地対協で協議する事項として 2 点まとめてございます。一つ目としては、重点医師偏在対策支援区域の設定。こちらは事前に配布させていただきました資料 3-3 のスライド 4 の赤枠部分を参照していただければと思います。また、二つ目として、支援対象医療機関の選定ですが、こちらにも事前に配布させていただきました資料 3-4 のスライド 2 の左下部分の実施主体 1 の部分を参照していただければと思います。こちらの 1 と 2 を経まして、県が作成します先行的な医師偏在是正プランを国に提出予定でございます。

7 ページ目をご覧ください。重点医師偏在対策支援区域の設定の考え方でございます。本県の重点医師偏在対策支援区域候補として、厚労省からは、医師偏在指標の下位 3 分の 1 に該当する 2 次保健医療圏に当たる、八戸、西北五、上十三、下北の 4 圏域が示されました。しかしながら、医師偏在指標はこちらの事業の支援対象外となる病院医師数を含めた指標となっておりますので、こちらとは別に、2 次保健医療圏ごとの人口 10 万人あたりの一般診療所医師数について指標化した外来医師偏在指標を用いることが妥当と考えました。こちらの指標で見ますと、本県の全ての 2 次保健医療圏が全国 330 の 2 次保健医療圏の下位 3 分の 1 に該当しておりますので、本県全ての

2 次保健医療圏を重点医師偏在対策支援区域に設定することが妥当であると考えております。なお、今回の設定区域につきましては、本事業のための区域であり、今後また新たに示される予定の事業につきましては、令和 7 年度以降に必要な議論をしていくこととしたいと思います。

8 ページ目は、外来医師偏在指標の算定式の説明となっております。

説明は以上となります。

石橋議長

ただいまの説明に対しましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

質問はないようですけれども、それでは本件につきましては事務局案の通り了承いたしたいとすることよろしいでしょうか。それでは協議会として了承することいたします。

それでは次の議題に移りたいと思います。冒頭に事務局からご案内の通り協議事項 4 につきましては、個人情報保護などの観点から非公開とさせていただきます。

報道関係者のアカウントについては事務局が待機室へ移動させます。

作業終了まで少々お待ちください。

～（ 非公開部分を省略 ）～

石橋議長

それでは協議事項の 5、へき地医療対策事業等については、また事務局から説明をお願いします。

事務局

協議事項 5 について説明させていただきます。

資料の 5-1 の 1 ページ目をご覧ください。初めにへき地医療対策事業の概要について説明させていただきます。県では平成 17 年度以降、へき地に関わる各種会議を設置してきておりましたが、令和元年度から本協議会において、へき地医療対策について

協議していただくことになりました。令和 6 年 9 月に開催した第 1 回の地域医療対策協議会で、第 7 次保健医療計画の最終評価および第 8 次青森県保健医療計画の 9 月時点の進捗状況についてご協議いただきました。本日は、今年度の実績評価および令和 7 年度の実施計画についてご意見を伺いたいと考えております。なお 2 ページ目については、へき地医療拠点病院とへき地診療所を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

それでは、令和 6 年度の実績見込みを説明いたします。資料 5-2 をご覧ください。へき地医療拠点病院の主要 3 事業の実施回数および ICT を活用した診療支援の回数についてです。主要 3 事業については、2 月 3 月の実施予定を含む数字となっておりますが、全てのへき地医療拠点病院において、主要 3 事業を年 12 回以上実施見込みとなっております。また、ICT を活用した診療支援としまして、野辺地病院においては、巡回診療の際、ICT 搭載車両で遠隔医療を昨年度から実施しております。大間病院においては、JOIN を活用し CT 画像等の共有を行い診療を行っております。

2 ページ以降については、主要 3 事業の等の実績見込みの詳細となっておりますのでご参考に確認いただければと思います。

最後に令和 7 年度の実施計画案について説明いたします。

資料の 5-3 をご覧ください。へき地医療拠点病院ごとの巡回診療、定期的な医師派遣、代診派遣の実施計画を取りまとめたもので、右端が事業別の合計となっております。令和 6 年度と同程度の実施予定になっておりまして、主要 3 事業についても実施見込みとなっております。また、下段にありますへき地診療所については、補助対象となっております。十和田市と佐井村の 3 施設において、前年度と同様の体制を予定しております。

以上、へき地医療対策事業の実施評価および事業計画について、よろしくお願いいたします。

石橋議長

ただいまの説明に対しましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

それでは質問もないようですので本件につきましても事務局案の通り了承したいと思います。

ここからは報告事項に入ります。報告事項 1 から報告事項 3 につきましては一括して事務局から報告をお願いします。

事務局

資料の 6 をご覧ください。令和 6 年 9 月実施の第 1 回の地域医療対策協議会において、令和 7 年度 4 月 1 日付で新規に特定労務管理対象期間の指定を受ける場合のスケジュール案をお示しさせていただいておりました。新規指定がある場合は、本協議会及び 3 月の実施予定の医療審議会で審議いただくことを考えておりましたが、医療機関からの新規指定がございませんでしたので、本協議会および医療審議会での審議はございません。また令和 8 年 4 月 1 日付での新規指定についてのスケジュール感も今年度と同様で見込んでおります。報告事項の説明を終わります。

事務局

続けて報告事項 2、令和 7 年度医師確保対策関連事業の充実について、事務局からご説明させていただきます。資料 7 をご覧ください。令和 7 年度の医師確保対策関連事業の主なものとして、三つの新規事業の他、継続事業の拡充を予定しております。

まず、弘前大学地域枠東北医科薬科大学卒医師のキャリア形成支援等についてご説明いたします。一つ目のキャリア形成連携支援事業については、弘前大学地域枠卒医師のキャリア形成プログラムに係る先ほどご説明いたしましたシステムの構築に係る経費等を計上予定となっております。

二つ目の東北医科薬科大学医師確保対策事業費補助については、東北医科薬科大学卒修学資金貸与枠 A 方式の医師を受け入れた医療機関に対し、受け入れに係る負担金相当額を補助するものとなっており、具体的には、医師少数区域等の受け入れ医療機関に対し、補助する予定となっております。

続いて医師確保対策の関連事業として、へき地における ICT 活用の推進についてご説明いたします。へき地関係では新規事業と継続事業の拡充を予定しております。新規事業では、県内のへき地へのオンライン診療を普及させるため、へき地医療拠点病院と、へき地診療所でオンライン診療の実証を行う場合に、機器の導入補助を行う予定となっております。継続事業では、これまで巡回診療等のオンライン化に係る補助を行ってまいりましたが、一定要件、具体的には導入後の実績について、参考事例として県内の市町村にセミナー等で共有いただける場合には、令和 7 年度から 2 ヶ年限定で補助率を引き上げる予定となっております。また次のページにへき地以外の ICT の活用推進に係る事業について、参考として資料としております。取り組みの要旨としましては、オンライン診療や救急医療用モバイル ICT の導入に係る補助事業について、令和 7 年度からの 2 ヶ年限定で、補助率を 2 分の 1 から 10 分の 10 または 4

分の3へ引き上げるか、支援対象を拡充し、ICTの活用を強く推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

事務局

続きまして報告事項3についてご報告いたします。資料8をご覧ください。来年度の地域医療対策協議会の会議日程案を指示しております。来年度につきましては、3回の開催を予定しております。第1回目は、本日、協議事項3でご説明いたしました、診療所の承継開業支援事業について、支援対象医療機関等についてご協議いただきたいと思いますと考えております。開催時期としましては、年度当初を予定しており、お忙しい時期にお願いする形となりますので、開催方法については、書面開催等工夫していきたいと考えております。第2回および第3回目は例年通りの時期で、第2回目は令和7年7月から8月、第3回目は令和8年2月頃を予定してございます。議案につきましては、記載の通りとなっております。なお、具体の日程については、来年度改めてご連絡することを予定しております。以上となります。

石橋議長

それでは報告事項の1から3につきまして、何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

水野委員

資料7のですね、東北医科薬科大学卒業生のA方式の医師に関する補助制度ですが、けれども、実は当院で今初期研修をしている者がこれに該当しまして来年以降ですね、青森県で心臓血管外科を目指すということで、弘前大学と連携してうちにまず残って、卒後外科専門医を取ってというコースで引き受けることにしました。今回当院は、医師少数区域ということになりますので補助というのは受けられるということでよろしいでしょうか。

事務局

お見込みのとおりでございます。

水野委員

あともう一つですけれども、10年というのはかなり長い時間ですので、彼がずっとうちにいるというよりは、やはり弘前大学に行ったり、青森県立中央病院に行ったりという経験を積んだ方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、それに関して、医師少数区域等って書いてありますから、そこら辺のところは弘前とか青森の区域ということは、どうなるんでしょうか。

事務局

その取り扱いについては今後整理が必要ですが、担当としては、大学に専門研修で行っていただく期間について、この補助対象になる方向で調整したい思いはございます。

水野委員

そうすると研修医にとって非常にありがたい制度だと思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

石橋議長

この点につきましても皆川教授等ともいろいろ相談しながらやっぱり育てていきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

齋藤課長

すみません、申し訳ないですけどまだそこをどうするかっていうのは、実はこちらの方も定めてなくて、今後いろんなところの関係機関とやり取りしながら、この方の取り扱いキャリア形成プログラムとかどうしていくのかとか、例えば、医療機関移ったらどうするかとか、そういうのも含めて補助要綱とかそういうのを定めた上で、そういう整理が必要かと思っています。そういう方向にはしたいという意図はあるのですけれども、そこは明確に今これで決まっていますっていうことはまだという段階じゃないのかなと思います。整理しなきゃいけないところがあるということはご了解いただければと思います。

水野委員

とりあえずうちで研修をしていくという点においては、補助はいただけるということとでよろしいでしょうか。

齋藤課長

基本的には大丈夫だとは思っておりますが、その要件をどう作っていくのかっていう少しまだこれから検討することがございますので、100%とは言い切れない部分もあるのかなということで、その点はご了解いただければと思います。それは十分対象になっていくのだと視野に入れた上で、今、設計をしたいと思っております。

石橋議長

うまく連携とって県と大学とあと地域の病院ですね、よろしくお願いします。

その他何かご質問、ご意見ないでしょうか。

それでは報告事項の1から3につきましては以上といたします。

最後にこの報告事項以外でも何か委員の皆様方からご意見等ございましたらお願いします。

よろしいですか。それではご発言ないようですので事務局にお返ししたいと思います。

中嶋代理

石橋会長ありがとうございました。出席者の皆様、本日は最後までご出席いただき、お疲れ様でございました。

本日の説明につきまして、この場で出ませんでしたご意見、ご不明な点などございましたら後ほど事務局までお知らせいただければと思います。

以上をもちまして、令和6年度第2回青森県地域医療対策協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。